

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

“ひとが輝く地域が輝く”伊賀市の水環境づくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

三重県伊賀市

3 地域再生計画の区域

伊賀市の全域

4 地域再生計画の目標

平成16年11月1日に、上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町の1市3町2村が合併して、人口100,124人(H22.12.31)の伊賀市が誕生した。

伊賀市は、三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県に接する海拔400～500mの山地に囲まれた盆地内の地域である。気象は昼夜の気温差が大きく霧が発生しやすい盆地特有の内陸型気候で、年平均気温は14℃前後で年間降水量は1,390mmと三重県内では最も少なくなっている。

大阪、名古屋に比較的近く両都市からはほぼ中間点にあり、加えて名阪国道をはじめ道路交通網が整備されていることからデリバリーメリットなど経済条件に恵まれた地域である。近江、奈良、京都の古都文明域にも近く、古くから盛え、今も優れた地域文化が息づく地域でもある。

また、総面積の60%を占める森林とのどかな田園風景を残す緑豊かな自然にも恵まれた淀川源流水系の上流地域に位置している。□

伊賀市の重要な産業である農業に関して、耕地面積は、7,510ha(県内耕地面積の12.1%)で、水田の占める割合が高く、米作を中心とした農業地帯である。ほ場整備面積は4,875ha(整備率93.3%)で、整備率は県平均の83.4%を上回っている。

また、総農家数は6,101戸で、このうち販売農家は4,605戸である。販売農家の内訳は専業農家593戸(12.9%)、第1種兼業農家484戸(10.5%)、第2種兼業農家3,528戸(76.6%)で、兼業農家が87.1%を占めている。また、1戸当たりの平均耕地面積は125aで、県平均の106aを上回っている。

これら農村生活環境の整備と自然環境を保全するため、農業集落排水整備区域内22地区の農業集落排水整備と公共下水道区域内の6地区の公共下水道整備が完了し、供用開始されている。しかし、これら集中浄化施設が整備されていない区域も多く、生活環境の急激な変化に伴う、台所・風呂・洗濯などの多量な生活污水が、雨水と一緒に側溝を通してそのまま川へ流れ込み、悪臭の発生と川や海を汚す原因となっており、伊賀市の基幹産業である、農業への影響も懸念されている。

きれいな水による安全な農作物の生産を保持していくためにも、このような問題への早急な対策として「污水处理施設整備交付金」の活用により、農業集落排水施設と浄化槽の整備を進め、水洗化の普及促進を図り、豊かな自然と田園風景の中での清潔で快適な生活環境と河川等の水質保全を維持するとともに、併せて伊賀市の基幹産業でもある農業の活性化を図り、「伊賀米」・「伊賀牛」等のブランド化を推進し、ひとが輝く地域が輝く「伊賀市」を目指す。

目標1 今後3年で、污水处理施設を整備し、污水处理人口普及率を66.3%(平成21年度末)から74.1%(平成25年度末)に向上させる。

目標2 木津川、服部川、柘植川において環境基準値(BOD 2mg/l)以下を維持する。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「汚水処理施設整備交付金」を活用し、生活環境の質を向上させることと、河川等の水質保全のために、農業集落排水施設と浄化槽を一体とした汚水処理施設の整備、処理区域の拡大、水洗化の普及促進を行う。

花垣地区、依那古地区、神戸地区では、農業集落排水処理施設の整備を進め、農業集落排水施設及び公共下水道施設整備済区域外の地域において、浄化槽の設置を進める。

これにより、汚水処理人口普及率・住居環境の質の向上を図り、「ひとが輝く地域が輝く」伊賀市の水環境づくりを進める。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

・『汚水処理施設整備交付金』を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

農業集落排水施設

神戸地区・・・平成18年4月13日に事業採択の通知を国より受けている

依那古地区・・・平成20年4月1日に事業採択の通知を国より受けている

花垣地区・・・平成20年4月1日に事業採択の通知を国より受けている

【事業主体】

・伊賀市

【施設の種類】

・農業集落排水施設
・浄化槽(個人設置型)

【事業区域】

・農業集落排水施設
神戸地区、依那古地区、花垣地区
・浄化槽(個人設置型)
伊賀市内全域(公共下水道・農業集落排水認可区域、団地等の集中浄化施設及び浄化槽市町村型対象区域を除く)

【事業期間】

・農業集落排水施設
平成23年度～25年度
・浄化槽(個人設置型)
平成24年度～25年度

【事業費】

・農業集落排水施設
総事業費 4,393,200千円 (うち交付金 2,196,600千円)

・浄化槽(個人設置型)
総事業費 160,000千円(うち交付金 53,333千円)

合計

総事業費 4,553,200千円(うち交付金 2,249,933千円)

【整備量】

- ・農業集落排水施設
Φ50～400 22,946 m
処理場 3ヶ所
- ・浄化槽(個人設置型)
400 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり
農業集落排水施設 6,780人
浄化槽(個人設置型) 1,200人

5-3 その他の事業

・農地・水・環境保全向上対策事業

伊賀市を事業主体とし、様々な状況変化に対応し、将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るために、農業者だけでなく、地域住民、自治会、関係団体などが幅広く参加する活動組織を新たにつくり、これまでの保全活動に加えて、施設を長持ちさせるようなきめ細かな手入れや農村の自然や景観などを守る地域共同活動を促す。また、地域共同活動に加え、化学肥料と化学合成農薬の5割低減等の環境にやさしい農業に向けた地域での取り組みを促す。

・農地・水保全管理支払交付金事業

伊賀市を事業主体とし、農地・水・環境保全向上対策について、農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、集落が行う農地周りの水路・農道等の補修・更新などの活動に対して新たに支援することにより、長寿命化対策を強化する。

6 計画期間

平成23年度から平成25年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし、伊賀市において状況を調査評価し、公表する。また必要に応じて事業の内容の見直しを図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし